

第3期池田市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期池田市国民健康保険特定健康診査等実施計画策定に係る現状分析等支援業務委託仕様書

1 業務名

第3期池田市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期池田市国民健康保険特定健康診査等実施計画策定に係る現状分析等支援業務

2 業務の目的

本業務は、第2期池田市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第3期池田市国民健康保険特定健康診査等実施計画（以下、「現計画」という。）の計画期間が、令和5年度末をもって終了することに伴い、被保険者における最新のレセプトデータや特定健康診査結果等の健康・医療情報を活用し健康状態や医療費の現状等を分析するとともに、現計画の取組や目標の達成状況等を評価したうえで、健康課題を抽出し、効率的かつ効果的に第3期池田市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期池田市国民健康保険特定健康診査等実施計画（以下、「次期計画」という。）を策定するために、高度な情報収集・分析能力等を有する事業者による専門的な支援を得ることを目的とする。

3 業務期間

契約の日から令和6年3月31日まで

4 業務内容

プロポーザルの提案内容には、次の項目を最小限度として組み込むこととし、企画提案により、内容及び構成について決定することとする。なお、各種基礎データの選定や分析方法については、本市と協議の上、決定することとする。

- (1) 現状の整理、健康・医療情報等の分析及び分析結果に基づく健康課題の抽出
国が示す「データヘルス計画策定の手引き」及び「特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）」、関連する指針、ガイドライン等に基づいた、現状の整理、健康・医療情報等の分析及び分析結果に基づく健康課題の抽出を行う。

なお、次期計画は、相互に密接に関連するものであることから一体的に進める。

ア 現状の整理

被保険者の年齢構成や性別及び将来推計や類似団体等との比較により、保険者の特性を分析するとともに、下記イに基づき、現計画の取組や目標の達成状況等を評価する。

イ 健康・医療情報等の分析及び分析結果に基づく健康課題の抽出

国が示す「データヘルス計画策定の手引き」及び「特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）」に基づき、被保険者の健康状態等に係る全

体像の把握や類似団体等との比較、特定健康診査や特定保健指導に係る状況などの直近5年分の情報等を多角的・複合的に分析するほか、本市の健康課題を抽出するうえで必要な分析を行う。また、その分析結果を基に、健康課題をはじめ、これまでの保健事業の効果及び優先すべき対象者や保健事業等を抽出する。なお、健康課題の解決のため、できる限り、国保データベース（KDB）等によるデータをもとに、計画策定後も本市において経年変化を把握できる指標について示すこと。

ウ 分析結果の報告

上記について、グラフ等によりわかりやすい分析報告書及び概要版を作成する。また、別途現計画の最終評価（案）を作成するとともに、グラフ等については、編集可能な電子データで納品すること。

(2) その他関連業務

ア 各種参考資料の作成支援を行う。

イ 次期計画の策定において、抽出した課題に対応する保健事業や改善手法、目標設定について、先進事例等の情報提供や助言を行う。

5 スケジュール（案）

本業務に関するスケジュール（案）は、次のとおりとし、詳細については、本市及び受託者で協議して決定することとする。

令和5年7月～9月	現状の整理、健康・医療情報等の分析及び分析結果に基づく健康課題の抽出
令和5年9月～10月	分析報告書及び概要版、現計画の最終評価（案）の作成
令和5年11月～令和6年3月	分析結果の修正等及びその他関連業務

6 実施体制

受託者は、業務を担当する統括責任者及び従事者を指定し、市に報告するものとする。なお、統括責任者は、十分な知識と実績を有する担当者とする。

7 資料の貸与

本市は、受託者に、業務の遂行上必要な資料を貸与するものとする。この場合、受託者は、貸与された資料を、本業務終了後速やかに返却するものとする。

8 成果品

- (1) 分析報告書 10部
- (2) 分析報告書の概要版 10部

- (3) 現計画の最終評価（案） 5部
- (4) その他上記の作成に使用した参考資料 1式
- (5) 電子データ 1式

9 成果品の帰属

業務の成果品の所有権、著作権及び利用権は、本市に帰属するものとし、業務により得られた成果品、資料、情報等について、受託者は、本市の許可なく第三者に公表し、貸与し、使用し、複写し、又は漏えいしてはならない。

10 その他

- (1) 受託者は、業務を遂行するに当たり、本業務の内容及び目的を十分に理解した上で、適切な実施体制、人員配置のもとで進めること。
- (2) 受託者は、業務を円滑に遂行するため、適宜、本市との打合せを行うこと。
- (3) 受託者は、業務の進捗について、適宜、本市への報告を行うこと。また、本市から報告の求めがあった場合は、速やかにこれに対応すること。
- (4) 受託者は、業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、事前に本市と協議し、必要と認められた場合は、業務の一部を第三者に委託することができる。
- (5) 受託者は、本市の定める「池田市個人情報保護条例（平成16年池田市条第2号）」、「池田市個人情報保護条例施行規則（平成16年池田市規則第23号）」「池田市セキュリティーポリシー」その他情報の保護に関連する各種規程等について遵守し、個人情報はもちろんのこと、業務の遂行上知り得た事項を契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (6) 業務の完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補正その他の必要な措置を行うものとし、これにかかる経費は受託者の負担とする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、本市及び受託者両者の協議において決定する。